

## 新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">目次</p> <p>第 1 章 総則 (省略)</p> <p>第 2 章 課税価格、税率及び控除 (省略)</p> <p>第 3 章 財産の評価 (省略)</p> <p>第 4 章 申告及び納付 (省略)</p> <p>第 5 章 更正及び決定 (省略)</p> <p>第 6 章 延納及び物納 (省略)</p> <p>第 7 章 雑則</p> <p>第 59 条 ((調書の提出)) 関係</p> <p>59-1 (省略)</p> <p><u>59-2 見積価額の例示等</u></p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>第 1 章 総則 (同左)</p> <p>第 2 章 課税価格、税率及び控除 (同左)</p> <p>第 3 章 財産の評価 (同左)</p> <p>第 4 章 申告及び納付 (同左)</p> <p>第 5 章 更正及び決定 (同左)</p> <p>第 6 章 延納及び物納 (同左)</p> <p>第 7 章 雑則</p> <p>第 59 条 ((調書の提出)) 関係</p> <p>59-1 (同左)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>第2章 課税価格、税率及び控除</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 相続税</b></p> <p>第19条の3（(未成年者控除)関係</p> <p>（未成年者控除）</p> <p>19の3-1 法第19条の3第1項の未成年者控除の規定は、財産を取得した者が相続を放棄したことにより相続人に該当しないこととなった場合においても、その者が無制限納税義務者で18歳未満(注)の者に該当し、かつ、当該被相続人の民法第5編第2章の規定による相続人（相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合における相続人）に該当するときは、適用があることに留意する。</p> <p>(注) <u>令和4年3月31日以前</u>に相続又は遺贈により財産を取得する者については、<u>20歳</u>未満。</p> <p>（胎児の未成年者控除）</p> <p>19の3-3 民法第886条に規定する胎児が生きて生まれた場合におけるその者の未成年者控除額は、<u>180万円</u>(注)となるのであるから留意する。</p> <p>(注) <u>令和4年3月31日以前</u>に相続又は遺贈により財産を取得する者については、<u>200万円</u>。</p> <p>（未成年者に相続税額がない場合の未成年者控除）</p> <p>19の3-4 相続又は遺贈により財産を取得した者（制限納税義務者を除く。）が当該相続に係る被相続人の民法第5編第2章の規定による相続人（相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合における相続人）に該当し、かつ、<u>18歳</u>未満(注)の者である場合においては、その者について法第15条から第19条の2までの規定により算出した相続税額がない場合においても、その者に係る未成年者控除額は、法第19条の3第2項の規定によりその者の扶養義務者の相続税額から控除するものとする。</p> <p>(注) <u>令和4年3月31日以前</u>に相続又は遺贈により財産を取得する者については、<u>20歳</u>未満。</p> <p style="text-align: center;"><b>第3節 相続時精算課税</b></p> <p>第21条の9（(相続時精算課税の選択)関係</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2章 課税価格、税率及び控除</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 相続税</b></p> <p>第19条の3（(未成年者控除)関係</p> <p>（未成年者控除）</p> <p>19の3-1 法第19条の3第1項の未成年者控除の規定は、財産を取得した者が相続を放棄したことにより相続人に該当しないこととなった場合においても、その者が無制限納税義務者で<u>20歳</u>未満(注)の者に該当し、かつ、当該被相続人の民法第5編第2章の規定による相続人（相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合における相続人）に該当するときは、適用があることに留意する。</p> <p>(注) <u>令和4年4月1日以後</u>に相続又は遺贈により財産を取得する者については、<u>18歳</u>未満。</p> <p>（胎児の未成年者控除）</p> <p>19の3-3 民法第886条に規定する胎児が生きて生まれた場合におけるその者の未成年者控除額は、<u>200万円</u>(注)となるのであるから留意する。</p> <p>(注) <u>令和4年4月1日以後</u>に相続又は遺贈により財産を取得する者については、<u>180万円</u>。</p> <p>（未成年者に相続税額がない場合の未成年者控除）</p> <p>19の3-4 相続又は遺贈により財産を取得した者（制限納税義務者を除く。）が当該相続に係る被相続人の民法第5編第2章の規定による相続人（相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合における相続人）に該当し、かつ、<u>20歳</u>未満(注)の者である場合においては、その者について法第15条から第19条の2までの規定により算出した相続税額がない場合においても、その者に係る未成年者控除額は、法第19条の3第2項の規定によりその者の扶養義務者の相続税額から控除するものとする。</p> <p>(注) <u>令和4年4月1日以後</u>に相続又は遺贈により財産を取得する者については、<u>18歳</u>未満。</p> <p style="text-align: center;"><b>第3節 相続時精算課税</b></p> <p>第21条の9（(相続時精算課税の選択)関係</p>

改正後	改正前
<p>(年の中途において贈与者の推定相続人になった場合)</p> <p>21の9-4 年の中途において、その年の1月1日において<u>18歳</u>以上(注)の者が同日において60歳以上の者の推定相続人になったこと(その者の養子になった場合など)から、法第21条の9第4項の規定により相続時精算課税が適用されない贈与があるときにおける当該贈与により取得した財産に係る贈与税額は、暦年課税により計算することとなり、法第21条の5(措置法第70条の2の4を含む。)の規定の適用があることに留意する。</p> <p>(注) <u>令和4年3月31日以前</u>に贈与により財産を取得する者については、<u>20歳</u>以上。</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 申告及び納付</b></p> <p>第27条((相続税の申告書))関係</p> <p>(相続税の申告書の提出義務者)</p> <p>27-1 相続税の申告書を提出しなければならない者は、相続又は遺贈(当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受けるものに係る贈与を含む。以下27-8までにおいて同じ。)によつて財産を取得した者で、その取得した財産につき法第19条の2第1項並びに措置法第69条の4第1項、第69条の5第1項、第69条の6第1項並びに第70条第1項、第3項及び第10項の規定の適用がないものとして計算した場合において納付すべき相続税額があるものに限られるのであるから留意する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第7章 雑則</b></p> <p>第59条((調書の提出))関係</p> <p>(見積価額の例示等)</p> <p>59-2 <u>信託財産に属する財産を法第22条から第25条までの規定により評価することが困難である場合における当該財産の法施行規則第30条第7項第1号及び第九号書式備考三の「見積価額」とは、原則として法第59条第3項各号に掲げる事由が生じた日における価額として、当該財産の取得価額や売買実例価額などを基に、合理的な方法により算定したものをいう。この場合において、次に掲げる財産の見積価額については、例えば、それぞれ次に定める価額により算定することができることとし、その他の財産の見積価額については、平成25年3月29日付課総8-1ほか3課共同「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(国外財産調書及び財産債務調書関係)の取扱いについて」(法令解釈通達)6の2-11((見積価額の例示))の取扱</u></p>	<p>(年の中途において贈与者の推定相続人になった場合)</p> <p>21の9-4 年の中途において、その年の1月1日において<u>20歳</u>以上(注)の者が同日において60歳以上の者の推定相続人になったこと(その者の養子になった場合など)から、法第21条の9第4項の規定により相続時精算課税が適用されない贈与があるときにおける当該贈与により取得した財産に係る贈与税額は、暦年課税により計算することとなり、法第21条の5(措置法第70条の2の4を含む。)の規定の適用があることに留意する。</p> <p>(注) <u>令和4年4月1日以後</u>に贈与により財産を取得する者については、<u>18歳</u>以上。</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 申告及び納付</b></p> <p>第27条((相続税の申告書))関係</p> <p>(相続税の申告書の提出義務者)</p> <p>27-1 相続税の申告書を提出しなければならない者は、相続又は遺贈(当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受けるものに係る贈与を含む。以下27-8までにおいて同じ。)によつて財産を取得した者で、その取得した財産につき法第19条の2第1項並びに措置法第69条の4第1項、第69条の5第1項、第69条の6第1項、<u>第69条の7第1項</u>並びに第70条第1項、第3項及び第10項の規定の適用がないものとして計算した場合において納付すべき相続税額があるものに限られるのであるから留意する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第7章 雑則</b></p> <p>第59条((調書の提出))関係</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>いに準じて算定して差し支えないものとする。</p> <p>(1) <u>土地</u></p> <p>次のイ又はロに掲げる価額</p> <p>イ 法第59条第3項各号に掲げる事由が生じた日の属する年中に課された固定資産税の計算の基となる固定資産税評価額（地方税法（昭和25年法律第226号）第381条（（固定資産課税台帳の登録事項）の規定により登録された基準年度の価格又は比準価格）</p> <p>ロ 取得価額を基にその取得後における価額の変動を合理的な方法によって見積もって算出した価額</p> <p>(2) <u>取引相場のない株式</u></p> <p>株式の発行法人の法第59条第3項各号に掲げる事由が生じた日又は同日前の同日に最も近い日において終了した事業年度における決算書等に基づき、その法人の純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）に持株割合を乗じて計算するなど合理的に算出した価額</p>	